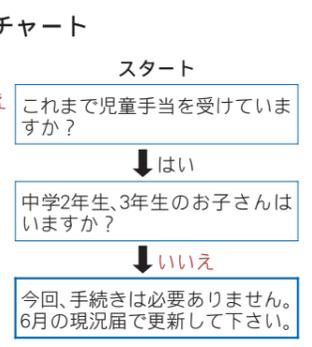


子ども手当の手続きが始まります

子ども手当の制度が創設され、22年4月1日から中学生以下の子どもが支給対象者となります。

対象者に書類を送ります

市では、3月25日現在で児童手当を受給している保護者で、4月から中学2、3年生になる子どもがいる人に「額改定請求



今回、手続きが必要か? フローチャート

新規申請が必要です。「認定請求書」を提出して下さい。

手当が増額されます。「額改定請求書」を提出して下さい。

※このフローチャートで今回、手続きが必要かどうか判断できます。

書」を、中学生以下の子どもがいる児童手当を受給していない人には、「世帯主に手続きのご案内」を郵送します。書類が届いた保護者は、早めに受給手続きをお願いします。

5月14日までに手続きを

手続きの受け付けは、左記によります。なお、公務員は各職場での手続きとなります。手続き書類は、郵送または直接窓口へ提出してください。不明の場合は、最寄りの窓口に照会願います。

◇受付期間…4月1日(水)～5月14日(金)。ただし、土(土)祝(祝)を除く

◎問い合わせ先
本庁児童福祉課児童家庭係
☎0191-8357
または各支所保健福祉課

子ども手当のあらまし

子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、22年度中は1人につき月額1万3000円を支給する制度です。

●対象年齢…中学校修了前まで

の(人平成7年4月2日以降に出生した人)。

●支払い時期…6月、10月、2月。

●所得制限…ありません。

●その他…公務員は所属官庁から支給されます。

岩手・宮城内陸地震 完全復興事業 国道342号真湯・須川間ウォーキング

岩手・宮城内陸地震 完全復興事業

一昨年6月の岩手・宮城内陸地震から2年、国道342号の災害復旧工事も間もなく終了します。市は、本年を完全復興の年と位置づけ、各種イベントなどの開催を予定。第1弾として、ウォーキング大会の参加者を募集します。

- ◇開催期日 22年5月29日(土)雨天決行
- ◇コース 国道342号、真湯ゲート～須川温泉間(ウォーキングの総距離9.5km) ▼第1ステージ=真湯ゲート～オーレン大規模崩落現場(約5.4km)～バス移動～▼第2ステージ=須川大規模崩落現場～須川温泉(約4.1km)
- ◇日程
 - 1 受付(真湯ゲート付近) 7時30分～8時
 - 2 開会式 8時～8時15分
 - 3 スタート 8時30分
 - 4 ゴール 12時40分
 - 5 閉会式 12時50分～13時10分
 - 6 昼食休憩 13時10分～15時
 - 7 解散 15時(須川温泉発～真湯ゲート～市役所までバス運行)
- ◇参加資格 所定の距離を歩歩できる人。ただし、中学生以下は保護者同伴とします。
- ◇参加料 無料
- ◇募集定員 342人(定員を超えた場合は、抽選で決定)
- ◇受付期間 4月15日(水)～30日(金)
- ◇申し込み方法 参加申込書は4月5日ごろから市教育委員会体育課、市役所本庁1階総合案内および各支所教育文化課に備え付けます。参加希望者は、申込書に必要事項を記入の上、上記の場所に持参するか体育課まで郵送してください。申込書は市ホームページまたは一関観光ナビ <http://www.ichitabi.jp>からもダウンロードできます。
- ◇申込書の郵送先・問い合わせ先
〒021-0041 岩手県一関市赤荻字清水33
一関市教育委員会体育課 ☎0191-6596

20年度決算財務書類のお知らせ

◎問い合わせ先
本庁財政課財政係
☎0191-8232

市は、財政状況の的確な把握と透明性を高めるため、国のモデルに基づき財務書類の整備に取り組みました。本号では、20年度決算について、その内容をお知らせします。

この財務書類は、貸借対照表(表1)、行政コスト計算書(表2)、純資産変動計算書(表3)、資金収支計算書(表4)の四つの表からなるものです。

財務書類は、企業の財務状況を示す会計手法ですが、資産や負債などの状況や実際のコストがどれだけかかっているかなど、行政サービスの提供にあたり、より効率的な財政運営を検討する資料にもなります。

今回整備した財務書類の分析から、本市は平均的な水準

にあるといえますが、今後とも財政状況をよりの確に把握し、財政運営に反映させるとともに、他市との比較を行うなど、市民の皆さんに分かりやすい財政情報の提供に努めていきます。

なお、今回の公表は、自治体間の財政比較で用いられている会計区分である「普通会計※1」で作成しています。

※1 本市では、一般会計と土地取得事業、土地区画整理事業清算、都市施設等管理、市営バス事業、物品調達各特別会計の合算です。

表1 貸借対照表 平成21年3月31日現在

資産の部(これまで積み上げてきた資産)		負債の部(これから支払うべき額)	
1 公共資産	(1)有形固定資産 2269億1500万円	1 固定負債	(1)地方債 673億9200万円
	(2)売却可能資産 20億7200万円		(2)退職手当引当金等 129億 100万円
	小計 2289億8700万円		(3)その他 15億3700万円
2 投資等	(1)投資および出資金 25億2300万円		小計 818億3000万円
	(2)基金等 20億 900万円	2 流動負債	(1)翌年度償還予定地方債 77億7300万円
	(3)長期延滞債権 13億5200万円		(2)その他 10億2900万円
	小計 58億8400万円		小計 88億 200万円
3 流動資産	(1)資金 86億5800万円		負債合計 906億3200万円
	(2)未収金等 1億7200万円		純資産の部(支払いが終わっている額)
	小計 88億3000万円		純資産合計 1530億6900万円
	資産合計 2437億 100万円		負債および純資産合計 2437億 100万円

表2 行政コスト計算書 平成20年4月1日～平成21年3月31日

経常費用合計	453億6000万円
1. 人にかかるコスト 人件費、退職手当の支払いに必要な積立金など	113億 300万円
2. 物にかかるコスト 物品購入、光熱水費、委託料、減価償却費、維持補修費など	126億8000万円
3. 移転支的的なコスト 他会計への支出、社会保障給付、各種団体への補助金など	199億7900万円
4. その他のコスト 借入金返済に係る利子など	13億9800万円
経常収益合計	14億2400万円
使用料・手数料	7億8800万円
分担金・負担金・寄附金	6億3600万円
純経常行政コスト(経常費用－経常収益)	439億3600万円

表3 純資産変動計算書は、市の純資産(資産から負債を差し引いた金額)が、20年度中にどのように増減したかを明らかにしたものです。総額としての純資産の変動に加え、それがどのような財源や要因で増減したかを表しています。

表3 純資産変動計算書 平成20年4月1日～平成21年3月31日

期首純資産残高	1489億9600万円
当期変動高(純経常行政コスト)	△ 439億3600万円
財源調達(市税、地方交付税、国・県補助金)	492億8700万円
その他	△ 12億7800万円
期末純資産残高	1530億6900万円

【注】各表中の金額は100万円未満を四捨五入しています。

表1 貸借対照表は、年度末時点において市の資産とその資産をどのような財源(負債・純資産)で賄ってきたかを表しています。左側に資産を表示し、右側に負債および資産と負債の差額である純資産を計上しています。

■市の資産と負債の状況

①社会資本に対する負担割合…道路や学校など、これまで市が形成した社会資本に対する市の負担割合(純資産÷公共資産)は、66.8%です。

②純資産比率…市が持つ資産のうち、負債を差し引いた正味の財産の割合を示す純資産比率(純資産÷総資産)は、62.8%です。通常、地方公共団体では約60%が標準とされています。

■市民1人当たりの状況

①資産は約200万円、負債は約74万円、純資産(資産から負債を差し引いた、これまでの世代の負担により形成した資産)は約126万円となっています。

②純経常行政コスト(行政コスト総額から使用料・手数料・分担金・負担金などを差し引いた行政サービス提供に要した費用)は、約36万円となっています。

【注】市民1人当たりの金額は、21年3月31日現在の住民基本台帳人口12万1742人で計算しました。

表2 行政コスト計算書は、市の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料・分担金・負担金などの収入を示すものです。経常費用合計から経常収益合計を差し引いたものが、当年度の純経常行政コストとなります。

表4 資金収支計算書は、現金の流れを示したものです。その収支を性質に応じて区分し表示することで、市がどのような活動に資金を必要としているのかを表しています。

表4 資金収支計算書 平成20年4月1日～平成21年3月31日

期首資金残高	25億8400万円
当期収支	△ 8億9600万円
1. 経常的収支 市税、国・県補助金、人件費など	131億2800万円
2. 公共資産整備収支 道路や学校など公共施設整備費、国・県補助金など	△ 34億4900万円
3. 投資・財務的収支 借入金償還金、他会計繰出金、出資金など	△ 105億7500万円
期末資金残高	16億8800万円